

2014(平成26)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

## 刑 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

Xは、自宅で友人Yと飲食していたところ、Yから借金の返済を迫られ、それを拒むと、「能なし野郎。」などと罵倒されたことに立腹し、Yと素手によるけんかになってもよいとの思いから、「やるなら素手でこい。」などと叫びながら、座っていた椅子を背後に蹴倒しながら立ち上がった。YはそのようなXの言動に激高し、Xの予想を超えて、その場にあった細長い金属製の花瓶（重量約5キログラム、高さ約30センチメートル）を右手に握り、Xの頭部をめがけて振り下ろしたが、Xは左腕を振り上げるようにして頭部に当たるのを防いだため、花瓶はその左腕に当たり、Yの右手からはじけ飛んで床に落ちた。Xは、これ以上Yから攻撃を受けては大けがをするかもしれないので身を守らなければいけないとの思いと、左腕に強い痛みを感じて怒りがこみ上げ、仕返しのためYを痛めつけてやろうとの思いから、床の花瓶を拾い上げ、その花瓶でYの顔面を思い切り強く1回殴りつけたところ、Yは膝を折ってうずくまるようにして床に倒れ込んだ。Xは、なおYは攻撃してくるかもしれないのでそれを防がなければならないと思い、Yの頭部を花瓶で3回殴りつけた。Xは、脇腹を5回蹴り上げた。そうしたところ、XはYが全く身動きしなくなっていることに気がつき、Yに対する攻撃を止めた。

以上のような一連の経緯により、Xは、加療約3日間を要する左上腕打撲の傷害を、Yは、入院加療約1か月間を要する鼻骨骨折、顔面挫創、頭部挫創、腹部打撲の傷害（鼻骨骨折が最も重いものであった）を負った。

また、Yは、「Xから顔面を花瓶で殴られた後の記憶がなく、気がついたら床にうつぶせに倒れている状態だった。」と供述したことから、顔面を花瓶で殴られた段階で失神状態になっていたことが判明した。

なお、Xは、23歳の男性で、身長約172センチメートル、体重約70キログラムであり、Yは、24歳の男性で、身長約168センチメートル、体重約72キログラムであった。

以上の事実関係を前提として、Xの罪責を述べなさい。

余白

余白